

2026年7月29日

各 位

会社名 株式会社スマレジ
代表者名 代表取締役 宮崎 龍平
(コード番号：4431 東証グロース)
問合わせ先 管理部長 式地 めぐみ
TEL. 06-7777-1772

**取締役及び執行役員等に対する譲渡制限付株式及び
事後交付型業績連動型株式報酬等としての自己株式の処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式及び事後交付型業績連動型株式報酬等として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年8月31日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 6,800株
(3) 処分価額	1株につき3,160円
(4) 処分価額の総額	21,488,000円
(5) 割当予定先	取締役 5名 4,700株 執行役員その他の従業員 9名 2,100株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年6月28日付け「譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象として、当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲を従来以上に高めると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本RS制度」といいます。）及び事後交付型業績連動型株式報酬制度（以下「本PSU制度」といい、本RS制度と総称して「本制度」といいます。）を導入しております。

また、2021年7月28日開催の当社第16期定時株主総会において、(i)本制度に基づき、譲渡制限付株式又は普通株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の内枠で、当社の取締役に対して年額100百万円以内（社外取締役については20百万円以内）の金銭報酬債権を支給すること、(ii)本制度に関して発行又は処分される当社の普通株式の総数を年2万株以内（社外取締役については4千株以内）とすること（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整することができるものとします。）、(iii)本RS制度における譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役の任期が満了する時（次回の定時株主総会終結時）とすること、(iv)本PSU制度における評価期間を一事業年度とすること等につき、ご承認をいただいております。

さらに、2026年7月29日開催の当社第21期定時株主総会において、(i)当社の取締役の報酬額を年額300百万円以内から年額400百万円以内（ただし、使用人の給与分は含みません。社外取締役については年額70百万円以内）に改定すること、(ii)新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本PSURS制度」といいます。）を導入すること、(iii)上記改定後の報酬枠の内枠で、本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額と本PSURS制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を合わせて年額200百万円以内（社外取締役については40百万円以内）とし、本制度及び本PSURS制度に関して発行又は処分される当社の普通株式の総数を合わせて年10万株以内（社外取締役については2万株以内）とすること（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整することができるものとします。）、(iv)本PSU制度の算定式について役務提供期間比率を削除するとともに、支給率の算定範囲を0%から100%までから0%から200%までに変更すること等につき、ご承認をいただいております。なお、上記(iv)の本PSU制度の改定は、2026年5月1日から開始する事業年度を最初の評価期間として適用されるものであり、本自己株式処分に係る本PSU制度に基づく付与（前事業年度の業績目標達成度に応じたもの）は、当該改定前の算定式に基づき行われております。

なお、当社は、当社の執行役員その他の一部従業員に対し、本制度及び本PSURS制度と同様の譲渡制限付株式付与制度、事後交付型業績連動型株式付与制度及び業績連動型譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会決議により、(i)本RS制度に基づき、当社の従業員2名に対し、本RS制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭（報酬）債権1,264,000円を付与し、当該金銭（報酬）債権を現物出資財産として当社の普通株式合計400株（以下「本割当株式（RS）」といいます。）を、(ii)本PSU制度に基づき、昨年度の業績目標達成度に応じ、当社の取締役5名及び当社の従業員7名に対し、金銭報酬債権20,224,000円を付与し、当該金銭（報酬）債権を現物出資財産として当社の普通株式合計6,400株を処分することを決議いたしました（以下、(i)及び(ii)に記載した各制度の対象者を総称して「割当対象者」といい、当該割当対象者に付与する金銭（報酬）債権を総称して「本金銭報酬債権等」といい、当該割当対象者に交付する当社の普通株式を総称して「本割当株式」といいます。）。

なお、割当対象者は、本金銭報酬債権等の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式を引き受けることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本RS制度の自己株式の処分に伴い、当社とRS割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

RS割当対象者は、2026年8月31日（払込期日）から2028年9月1日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式（RS）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

RS割当対象者が、譲渡制限期間、継続して当社の従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式（RS）の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、RS割当対象者が、譲渡制限期間において、当社取締役会が正当と認める理由により当社の従業員の地位を喪失した場合、本譲渡制限期間満了時点をもって、RS割当対象者が保有する本割当株式（RS）の全部につき、本譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式（RS）を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式（RS）は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、RS割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2026年8月から組織再編承認日を含む月までの月数を24で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、当該時点において保有する本割当株式（RS）数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（RS）につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当対象者に支給された本金銭報酬債権等を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年7月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,160円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上